平成２２年（フ）第７３０号
新潟市南区大通１丁目２番４号　加藤アパートＡ棟４号、申立時の住所新潟市南区鷲ノ木新田6766番地16
債務者　高杉　誓子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９号
新潟市秋葉区満願寺5205番地２
債務者　石川　正博
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３４号
新潟市中央区出来島１丁目７番14号　コーポアドレスＡ105、前住所新潟市南区戸石1058番地７
債務者　五十嵐恭子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７３号
新潟県五泉市石曽根310番地１
債務者　高井　綾子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４号
新潟市西区五十嵐西４番25号
債務者　風間　朋美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９６号
新潟市西区松美台８番49号
債務者　清水　広美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０６号
新潟市東区北葉町７番２号、前住所新潟市東区桃山町１丁目104番地２　市営住宅Ｉ　48号
債務者　堀川めぐみ
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８号
新潟市中央区上近江４丁目14番20号、前住所新潟市中央区女池神明１丁目３番地１
債務者　新田　静子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１７号
新潟県燕市吉田大保町２番７号
債務者　鈴木レイ子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３号
愛知県一宮市北今字苗代一ノ切11番地４
債務者　堀江　眞弓
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４７号
京都市右京区梅津開キ町30番地の35
債務者　山口　知子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
京都市右京区花園鷹司町１番地　花園団地18棟405号
債務者　東田　　保
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１０号
京都市下京区東中筋通六条上る天使突抜４丁目459番地８　モア六条102号
債務者　向井　奈緒（債務発生時の姓岩元）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
京都市伏見区横大路下三栖山殿１番地　ハイム伏見Ｃ棟205号
債務者　亀井　優子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９５号
京都市南区東九条石田町26番地
債務者　光田こと　方　美智子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０７号
京都市上京区七本松通元誓願寺上る元観音町468番地
債務者　小谷　妙子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７４号
京都市下京区西七条掛越町10番地
債務者　上野比呂志
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係